

## 『左伝』の礼観念

——「礼也」「非礼也」を中心として——

劉 胤 汝

本稿は、『左伝』の「礼也」「非礼也」の用例を中心に、その事例内容の分析と褒貶対象の国別と人物の検討を通して、「礼也」「非礼也」からみる『左伝』の礼観念の内容と、その政治的立場を考察するものである。以下、各章の内容を概観する。

序章では、本題に入る前に、まず本稿の研究背景と研究対象、『左伝』の史料性格に関する問題、先行研究と問題点などを検討・整理した。『左伝』は一般的に、孔子の筆削を経た春秋時代の魯国の編年体史書『春秋』の歴史記録を解釈・補足する『春秋』三伝の一つと見なされている。しかし、古くからその作者、『春秋』経との関係、孔子と儒家との関係、成書の地域・過程・年代など史料性格の問題に対する論争が行われてきて、今に至っても定論がみられない状態である。

「礼也」「非礼也」という二つの定型句は、最初に口伝の形で儒家の礼儀教育に用いられ、後では『春秋』に記載されている歴史事件への評価に用いられたと思われる。その用例は、先秦～前漢の多くの伝世文献に見られ、『左伝』の139例の用例数は特に多い。これは、歴史書としての『左伝』における礼思想の重要性を端的に示すものであると考えられる。残念ながら「礼也」「非礼也」の用例は、従来『左伝』の中の後代性の濃い部分と見られ、歴史研究の材料から除外される場合が多く、思想史研究においても、思弁性が弱いため常に看過されてきて、先行研究はまとまりのない概観的または紹介的なものにとどまっている。また、「礼也」「非礼也」は、『左伝』における経文の解釈、凡例、説話の地の文、人物の会話文などに散見され、それ自体一つのまとまりで扱えるかは問題となり、史料として利用するのは難しいということも先行研究の乏しさの原因の一つであろう。

以上の点を踏まえ、本稿は、『左伝』を戦国中期に成書した、『春秋』経を解釈するものとし、小倉芳彦氏の「断層」論を継承して、それを一層細分化した平勢隆郎氏の『左伝』文章構造の形式分類に基づいて、「礼也」「非礼也」の用例を経文解釈（経解）・説話解釈（説解）・説話・凡例・君子曰という五部分に分けて、各部分間の礼観念の差異の存否を検証する上で検討を進める。

第一章「礼也」「非礼也」の内容—軍事・外交方面—においては、『左伝』「礼也」「非礼也」の軍事と外交両方面の事例の内容を『左伝』の文章構造ごとに箇条分析し、経解・説解・説話・凡例・君子曰などの文章構造各分類間の「礼也」「非礼也」の礼観念の差異の有無を検証し、その礼観念を解明した。

まず、各方面の「礼也」「非礼也」に見える事例内容について、軍事方面には、軍事演習、出陣式、軍備、軍功、覇者の軍事責任、一般諸侯国の覇者への軍事協力、国喪にあった敵軍への対処方法、交戦双方の使者への処置などが見える。外交方面には、朝聘・会盟・請糶・降名・出奔などが見える。文章構造各分類間の礼観念には、同質なものが見られ、見掛け上差異のある部分も、各分類固有の要素を考慮すると、やはり明らかに齟齬しているものではないと思われる。

春秋時代のテーマを成している軍事と外交両方面の礼観念は、共通的にして春秋時代の新しい現実—覇者体制へ積極的適応している。実力国崇拜、覇者体制下の国際軍事・外交秩序の正当化などの観念は、

後代の儒教的見解との差異が著しい。なお、『左伝』は春秋時代前から伝承してきた、国際社会の祭祀共同体としての基盤を執拗に擁護しており、これも覇者体制の理念に含まれている内容であると考えられる。

第二章「〔礼也〕〔非礼也〕」の内容—祭祀・婚姻・喪葬方面—においては、続いて祭祀・婚姻・喪葬の三方面と、残りの五類のいずれにも入らない用例の事例内容を、前章と同様の手法を用いて検討し、その礼観念を解明した。

まず、各方面の「礼也」「非礼也」に見える事例内容について、祭祀方面には日食、置閏法、祖先祭祀、祈穀礼、告朔礼、告廟礼、宗廟の建築様式、禳災、賄賂の太廟奉納、婚姻方面には婚礼、夫人に関する諸儀礼、両性関係、喪葬方面には赴告と弔問と会葬、葬制における等級、葬具と葬儀の費用、天候による葬式の中止、哭礼、喪中の諸儀礼などがある。その他類には雑多な事例が入っており、大まかに言えば、諸侯国内の礼制や慣習に関するものと、説話の会話文部分に見える当時のことわざ、道徳的教訓や場当たりな会話などの内容が見える。そして各節の検証を経て、文章構造各分類間の礼観念の差異は、各分類固有の要素を考慮すると、前章と同じように、明らかに齟齬しているものではないと思われる。

各方面の礼観念について、祭祀方面は前章の軍事と外交方面のように、春秋時代の覇者体制に積極的に適応する態度とは違って、保守的・復古的傾向が強い。この方面の「非礼也」例数が「礼也」より多いこと、とくに「非礼也」は全部経解部分に見られることは注意に値すると言える。婚姻方面には、国君階層の婚礼における卿の役割への重視と、齊魯婚姻への批判的立場が見られる。喪葬方面において、国際社会間の同盟関係は極めて重要視されており、『左伝』は喪葬外交に対する礼による判断を通して、国際秩序の整理を意図したと考えられる。

第三章「〔礼也〕〔非礼也〕の褒貶対象」においては、『左伝』の「礼也」「非礼也」用例の褒貶対象の国別と人物の両方から、『左伝』の礼による判断を支える政治的立場を検討した。

褒貶対象の国別について、魯の圧倒的例数は、「礼也」「非礼也」が主に『春秋』経文の解釈に用いられていることによるものと考えられ、実際に『左伝』ではなく『春秋』に示されている記述詳略の傾向性に近い。魯以外、「礼也」の例数が一番・二番多いのは晋・楚であるが、「非礼也」の例数が最も多いのは周である。『左伝』全体における記事の量が晋・楚の何分の一にあたる周は、晋・楚の倍になる「非礼」批判を浴びており、『左伝』の晋・楚に対する好意と周に対する厳しい態度を窺わせる。

褒貶対象の人物についても、数値上最も目立っているのは楚・晋の国君楚平王と晋悼公への「礼也」評価であり、その内容に関しては全部被滅国国君への対処法と軍備など軍事面のものである。また、周王に対する評価は、その晋への態度は支持か対立かが一つの判断基準となっている。そして、『左伝』が人物を礼によって評価した際に、評価された事例における人物の行為自体のみに着目し、人物全体の経歴をあまり考慮しない傾向が見られ、「礼也」「非礼也」の評価には一定の客観性が認められる。

要するに、『左伝』の「礼也」「非礼也」部分において、天子の礼制的地位への配慮が重要視されているが、実在的政権としての周王朝に対してはけっして好意的とは言えない。この部分の『左伝』の政治的立場は、むしろ春秋時代の覇者やそれに準ずる大国、特に晋に立っていると考えられる。

以上、序章から第三章の主要内容をまとめた。本稿では、異なる文章構造の「礼也」「非礼也」は異なる作者によって作られたと仮定し、今までもっとも細分化した『左伝』文章構造の分類法を選んで経解・説解・説話・凡例・君子曰の五部分の礼観念の差異の有無を検証した。結局、各部分の礼観念の間には明らかに齟齬しているところが見られず、共通しているものが多い。もちろん、このことは五部分

の「礼也」「非礼也」が全部同じ作者によって書き加えられたことを証明するものではない。経解・説解部分は、同じ作者によるものである可能性が高い。説話部分について、場当たりの会話文、または哲学的礼論である「礼也」「非礼也」の作成段階は確認しながらいが、礼制や理念を述べる、「礼也」「非礼也」を削除しても全段落の文脈を損なわない用例は、経解・説解部分と一緒に後で書き加えられた可能性が考えられる。凡例部分はもともと経解部分と同じく経文への解釈の一種であり、「凡」の字が付けられているため、従来経解部分と区別されてきたものの、実際に経解部分には、凡例と極めて相似する体裁を取っている語句は少なくない。また、経解部分の「礼也」「非礼也」の後の凡例は、しばしば経解部分の「礼也」「非礼也」に対する重要な補足説明として機能している。したがって、凡例部分の性格にはまだ検討の余地があると思われる。凡例部分と経解部分の「礼也」「非礼也」も、同段階での作成が想定できる。なお、君子曰部分は、数が少なく他部分との比較は困難である。その礼観念に明らかかな矛盾はないものの、その特別な体裁を考慮すると、やはり他部分の用例とは異なる作者によるものであろう。

本稿の考察によって、『左伝』全文に散見する「礼也」「非礼也」用例の礼観念には、一定の統一性を見ることができる。一言でまとめれば、「礼也」「非礼也」の「礼」は、「諸侯所以歸晉君、禮也」に示されているように、春秋時代の覇者体制そのものである可能性が高い。『左伝』は覇者体制形成以降の新しい制度を「古之制」とし、覇者体制の正統性を示そうとした。天子の礼制的最高地位の承認、同姓を主とする同盟の重視、祖先祭祀共同体の基盤の維持への執着は覇者体制の尊王的側面であると言える。その一方で、実在的政権の周に厳しく、覇者やそれに準ずる大国（特に晋）に好意を抱き、国を實力によって大国・小国などに分けて、覇者や大国と小国双方の義務と責任を規定し、覇者・實力国への服従を推奨する観念は、覇者体制の尊覇の側面を表している。これら二つの側面は、津田左右吉氏が指摘した相矛盾する二つの思想でも、板野長八氏が指摘した礼を覇者に妥協するものでもなく、一つの覇者体制の理念のもとで整合されているものと考えられる。